

# おしらせ

## FRP船のリサイクルについて

環境保全課  
☎876-1234  
(内線3212)  
FRP船リサイクルセンター  
☎03-3567-6929

平成19年度からFRP(ガラス繊維強化プラスチック)船のリサイクル制度が開始しました。今年も4月から受付が始まっています。

FRP船の所有者が廃船する場合は、受付期間内に最寄りの登録販売店へリサイクルの申込みを行い、リサイクル料金を支払います。その後、決められた期間内に委託業者が指定取引場所へ搬入します。

搬入されたFRP船は砕かれセメントの原材料などに再利用されます。

廃棄を考えている方は、左記の登録販売店、もしくはFRP船リサイクルセンターにお問い合わせください。

浦添市周辺の登録販売店  
那覇市  
南西船舶  
☎091-0816

## 平成22年度 介護保険負担限度額認定の申請について

介護保険課 給付係  
☎876-1234  
(内線3594)

介護保険施設への入所またはショートステイ利用の場合は、食費、居住費、原則自己負担となります。

ただし、所得の低い方(住民税非課税世帯)の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費の負担軽減制度を利用することができます。

平成21年度の負担限度額認定証をお持ちの方の有効期限は平成22年6月30日までです。引き続き制度を利用するためには、新たに申請を行い、認定証を再取得する必要があります。

8月以降に申請した場合、原則通常の負担額で利用することになりますので、「ご注意ください」施設に入所されている方は施設職員が申請代行を行っていますので、入所中の施設職員にご相談ください。

「負担限度額認定証」が利用できないサービスは次のとおりです。  
「介護老人福祉施設」  
「介護老人保健施設」  
「介護療養型医療施設」への入所または介護短期入所(ショートステイ)の利用

(有)総合マリン沖縄  
☎091-2202  
(株)マリンランド商会  
☎091-2134  
宮野湾市  
ヤンマー沖縄(株)(本社)  
☎098-3111

※他に8社あります。他の登録販売店を知りたい方は、環境保全課までお問い合わせください。  
登録販売店における受付期間  
4月1日～12月14日  
指定取引場所への搬入期間  
1月12日～18日  
指定取引場所での解体期間  
1月19日～21日

## 6月は環境月間です

環境保全課  
☎876-1234  
(内線3218)

毎年6月は「環境月間」です。また、6月5日は「環境の日」です。

現在深刻な問題となっている地球温暖化をはじめ、私たちの周囲にはさまざまな問題が発生しています。

このような問題を解決していくには、節電、節水、不用品のリサイクル、買い物の際のエコバッグ持参など、ちょっとしたライフスタイルの見直しが必要です。

一人ひとりが環境問題を意識し、家庭でできる環境保護に取り組みましょう。

## 浦添グスク・ようどれ館 戦争遺物展示会開催中

文化課  
☎876-1234  
(内線6213、6214)

浦添城跡やようどれ等から発掘された戦争関連遺物を展示しています。

出土した遺物の姿は、かつて激戦に見舞われた人々の叫びを生々しく伝えます。今なお発掘される戦火の記憶を身近でご覧ください。6月23日の慰霊の日を前に、展示を通し戦争と平和について考えてみてはいかがでしょうか。

期間 7月4日(日)まで  
場所 浦添グスク・ようどれ館内  
時間 午前9時～午後5時  
入館料 大人100円、小人50円



浦添城跡出土のカメテラ

## 浄化槽の維持管理について

環境保全課  
☎876-1234  
(内線3212)

公共下水道を利用していない家庭(下水道料金が徴収されない)家庭には、浄化槽が設置されています。浄化槽は、家庭から出る汚水をきれいにする大切な装置です。

浄化槽は、適切に維持管理をしなければ機能が低下し、「汚水のたれ流し」「悪臭」の原因となります。また、浄化槽が詰まりあふれ出すなど、周りの人たちの迷惑になることがあります。

市民の生活環境を「汚水」や「悪臭」などで壊さぬよう、次の3項目を実施し、浄化槽の維持管理に努めましょう。

- ①年に1度は「清掃」「くみ取り」を行ってください。
- ②県に登録された業者に「保守点検」を依頼してください。
- ③年1度、浄化機能などの法定検査を受けてください。

問い合わせ  
◆法定検査機関  
(社)沖縄県環境整備協会  
☎091-08003  
◆くみ取り・清掃業者  
許可業者 山川和夫  
☎090-3330-9738

## 沖縄県障害者歯科地域協力医登録医院について

福祉課  
☎876-1234  
(内線3554)

障がいがあるために、一般の歯科医院での治療が難しい方は、左記の「沖縄県障害者歯科地域協力医登録医院」にご相談ください。

- 沖縄県障害者地域協力医登録医院(市内)
    - ねま歯科医院(内箇) ☎874-0648
    - ティダの杜歯科(内箇) ☎870-5088
    - 三愛歯科医院(仲西) ☎876-1203
    - 湖城歯科クリニック(大平) ☎874-1256
    - くばがわ小児歯科(城高) ☎876-1908
    - 上原歯科クリニック(前田) ☎879-1555
    - 高良歯科医院(屋富祖) ☎879-0849
    - 伊礼歯科医院(屋富祖) ☎877-0039
    - ふくぎと歯科医院(宮城) ☎875-0121
- なお、市外の協力医登録医院については、福祉課窓口に掲載を備えていますので、そちらもご利用ください。

## 合併処理浄化槽設置補助金について

環境保全課  
☎876-1234  
(内線3212)

市では、「単独浄化槽」を使用している家庭が「合併処理浄化槽」へ切り替えを行う際に、工事費の一部を補助しています。

「単独浄化槽」は、台所風呂場洗濯排水などの雑排水を処理することができないため、海や川を汚しています。家庭から出る汚水のすべてを対象にする「合併処理浄化槽」の普及にご協力ください。

「合併処理浄化槽設置費補助」について、次の事項をご確認ください。

- 補助の対象**  
下水道の整備が見込まれない区域および相当の期間を要する区域において、既設の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽に変更を行う場合
- 対象施設規模**  
10人槽以下の合併処理浄化槽
- 補助限度額**  
5人槽…332,000円  
6～7人槽…411,000円  
8～10人槽…519,000円

※工事着工後の申請は受付できませんのでご注意ください。

## 市民相談・法律相談および行政相談窓口のご案内

市民相談・消費生活相談室  
☎876-1234  
(内線7311)

市民相談  
月～金曜日 午前9時～午後9時(昼食時は除く)

内容 市民生活に関する市民の一般相談および、市行政に対する苦情や意見、要望等

法律相談  
毎週火曜日 弁護士相談  
午後2時～4時30分  
毎週水曜日 司法書士相談  
午後2時～4時30分  
毎週木曜日 司法書士相談  
午後7時～9時

内容 市民生活に関わる諸々の法律相談(要予約)

行政相談  
毎月第1・2・3木曜日  
午後2時～4時  
内容 行政機関等の業務に関する苦情の相談  
相談は無料、秘密は厳守です。

**飲酒運転根絶条例施行!**  
☆条例での県民の責務とは?  
全ての県民は、日頃から飲酒運転をしない、させない、許さないという強い意志を持って、家族や地域、職場の日常生活および活動において飲酒運転を根絶するための取り組みに努めるものとする。  
毎月1日は「飲酒運転の根絶の日」です

## 幼稚園の入園料・保育料を補助します(保育所の保育料は対象外です)

浦添市では、幼稚園教育の振興のため、市立・私立(県知事認可)幼稚園の入園料・保育料を減免および補助する制度を設けています。これは、3・4・5歳児を幼稚園に通園させている保護者の所得に応じて、次のとおり減免および補助するものです。手続の時期は6月上旬からの予定です。詳しくは、各幼稚園を通してお知らせします。

市立(減免)			
区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	年額60,000円を限度とする	60,000円を限度とする	60,000円を限度とする
市民税非課税世帯	年額20,000円を限度とする	49,000円を限度とする	60,000円を限度とする
市民税所得割非課税世帯			
私立 県知事認可(補助)			
区分	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	年額220,000円を限度とする	260,000円を限度とする	299,000円を限度とする
市民税非課税世帯	年額190,000円を限度とする	245,000円を限度とする	299,000円を限度とする
市民税所得割非課税世帯			
市民税所得割課税額が34,500円以下の世帯	年額106,000円を限度とする	203,000円を限度とする	299,000円を限度とする
市民税所得割課税額が183,000円以下の世帯	年額43,600円を限度とする	172,000円を限度とする	299,000円を限度とする

問い合わせ 学務課 ☎876-1234(内線6511)